

公共の日帰り入浴施設ホームページ掲載規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、一般社団法人国民宿舎協会（以下「協会」という）が管理する公共の日帰り入浴施設ホームページへの掲載に関する必要な事項を定めるものである。

（掲載基準）

第2条 次に該当するものは掲載できないものとする。

- （1）協会の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- （2）法規に触れるまたは粗悪な内容のもの。
- （3）人権を害するおそれがあるもの。
- （4）その他、協会が掲載を不適當と認めるもの。

（掲載募集）

第3条 掲載の募集は、公共の日帰り入浴施設ホームページ等により随時行うものとする。

（申込条件）

第4条 申込者は次の条件に同意したものとする。

- （1）日本国内の公共の日帰り入浴施設を設置する地方公共団体、または公共の日帰り入浴施設の指定管理者である事。
- （2）指定管理者は掲載申込について、事前に公共の日帰り入浴施設設置者の許可をとる事。
- （3）協会からの情報提供依頼に対し協力する事。
- （4）担当者の変更に際し、引継ぎを行うとともに協会に報告する事。

（掲載申込）

第5条 掲載を希望する場合は、公共の日帰り入浴施設ホームページ上の画面より申込みものとする。

（掲載決定）

第6条 協会は前条の申込を受けたときは掲載内容を精査し、公共の日帰り入浴施設ホームページへの掲載者（以下「掲載者」という）を決定するものとする。

(掲載料金)

第 7 条 掲載料金は無料とする。

(掲載位置)

第 8 条 次の位置に公共の日帰り入浴施設の情報を掲載する。

- (1) 公共の日帰り入浴施設ホームページのトップページ
 - a) 地図からさがす
 - b) 公共の日帰り入浴施設一覧
 - c) その他新たなコーナー
- (2) 公共の日帰り入浴施設ホームページの専用ページ

(掲載期間)

第 9 条 原則として 1 箇月単位で 1 年間までとし、自動更新とする。

- 2 協会は、自動更新後であっても、健全な運用が叶わないと判断したときは、掲載者に通知し、掲載期間の更新を取り消すことができるものとする。

(掲載取消)

第 10 条 協会は、次に該当する場合には、掲載者に対し何ら手続きを要することなく、公共の日帰り入浴施設ホームページへの掲載を取り消すものとする。

- (1) 第 2 条の規定に従わないとき。
 - (2) 第 4 条の規定に応じないとき。
 - (3) 掲載者が、掲載権利を、協会に無断で譲渡または転貸したとき。
- 2 協会は、掲載決定後であっても、適切でないと判断したときは、掲載者にその旨通知し、掲載を取り消すことができるものとする。

(掲載者の責務)

第 11 条 掲載者は、掲載内容に関して、苦情・被害救済・損害賠償請求等に対する一切の責任を負うものとする。

(その他の事項)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、掲載に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。